

令和 8 年度

林道橋梁定期点検業務

特記仕様書

石巻市

第1章 総 則

第1条 適用範囲

1. 本特記仕様書は、石巻市（以下「発注者」という）が実施する「林道橋梁定期点検業務」（以下「本業務」という）に適用するものとする。
2. 業務の実施にあたっては、本特記仕様書によるもののほか、「林道規程」、「林道技術基準」、「林道施設長寿命化対策マニュアル」、「林道橋定期点検マニュアル（簡易版）」及びこれらは関連する図書等によるものとする。

第2条 履行場所

1. 本業務の履行場所は、石巻市内の林道橋とし、3路線3橋であり詳細は、「林道橋梁点検一覧」のとおりとする。

第3条 履行期間

1. 履行期間は、契約締結日から令和8年11月30日までとする。

第4条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図を貸与する。ただし、各種基準、参考図書、市販等されているものについては、受注者の負担において、備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合には、調査職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3. 調査職員は、必要と認めた場合には、受注者に対し、図面または詳細図面等は無償で貸与または追加支給するものとする。

第5条 受注者の義務

1. 受注者は、契約の履行にあたっては本業務の意図及び目的を十分に理解し、高度な技術を発揮するよう努めなければならない。

第6条 管理技術者

1. 管理技術者は、契約図書等に基づき、本業務の技術上の管理及び統括等を行わなければならない。
2. 管理技術者は、技術士 総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）または建設部門（鋼構造及びコンクリート）、シビルコンサルティングマネージャー（鋼構造及びコンクリート部門）のいずれかの資格を有する者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
3. 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議のうえ、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
4. 受注者又は管理技術者は、屋外における本業務に際して使用人等の適宜安全対策、環境対策、衛生管理、受注者が行うべき地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、本業務が適切に遂行されるように管理及び監督をしなければならない。

第7条 橋梁点検者

1. 定期点検を実施する者は、道路橋点検士の資格を有する者とする。

第8条 打合せ協議

1. 本業務を適切かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を解明するものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ簿に記録し、相互に確認しなければならない。
2. 管理技術者と調査職員は、本業務を適正かつ円滑に実施するため着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ簿）に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めない事項について疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議しなければならない。

第9条 貸与品等の貸与及び返還

1. 調査職員は、設計図書で貸与と定めた図書及びその他関係資料（以下「貸与品等」という）を受注者に貸与するものとする。
【貸与品の一例】林道台帳
2. 受注者は貸与品等の必要がなくなった場合は、ただちに調査職員に返還しなければならない。
3. 受注者は、貸与品等を丁寧に扱い紛失又は損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復しなければならない。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

第10条 定期点検の実施

1. 定期点検の実施にあたっては、「林道施設長寿命化対策マニュアル」（平成28年3月林野庁整備課）（以下「対策マニュアル」という。）を参考に本仕様書により実施する。なお、現場着手前に点検範囲や方法について、調査職員と十分協議すること。
2. 定期点検の実施にあたっては、現地踏査を行い、実施計画を作成する。
3. 定期点検は、点検者もしくは梯子等の簡易な機材を使用して近接目視によることを基本とする。また、触診・打音等の非破壊検査を併用すること。
4. 定期点検の実施にあたっては、足場を十分確認のうえ、転落事故等に十分に配慮しなければならない。

第11条 現場管理

1. 受注者は、関係法令を遵守し、常に適切な現場管理を行わなければならない。
2. 受注者は、作業の安全を図るとともに第三者に迷惑を及ぼさないように努めなければならない。

第12条 土地への立入り等

1. 受注者は屋外で行う本業務を実施するため国有林、公有地又は私有地に立入る場合には調査職員及び関係者と十分な協調を保ち本業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合は、直ちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。

2. 受注者は、本業務実施のため立木等の伐採、垣、柵等の徐去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者又は占有者の許可は、発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は、受注者は、これに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担について、設計図書に示す外は調査職員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立入りにあたって、あらかじめ身分証明書交付願いを発注者に提出し身分証明の交付を受け、現地立入りに際し、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業完了後 10 日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第 13 条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、本業務の実施にあたって、発注者が行う関係官公庁への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、本業務を実施するため関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行うものとする。
2. 受注者は、関係官公庁等から交渉を求められた場合、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議しなければならない。

第 14 条 地元関係者との交渉

1. 地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うものとするが、受注者は、調査職員の指示がある場合には、これに協力しなければならない。これらの交渉にあたり受注者は、地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、屋外で行う本業務の実施にあたって、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められて場合には、調査職員の承諾を得て行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等について、交渉等の内容を随時書面で調査職員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。
4. 受注者は、本業務の実施中に発注者が地元協議等を行う場合、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録を作成しなければならない。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、調査職員の指示に基づいて、変更しなければならない。なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第 15 条 守秘義務

1. 受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

第 16 条 安全の確保

1. 受注者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
2. 受注者は、屋外で行う本業務に際して、本業務関係者だけにとどまらず、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも努めなければならない。

3. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には地方自治体、所轄警察署、林道管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係機関と緊密な連絡をとり、本業務中の安全を確保しなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う本業務の実施にあたり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
5. 受注者は、屋外で行う本業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
6. 受注者は、屋外で行う本業務の実施にあたり、災害防止のために、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 伐採した立木等を処分する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) ガソリン、塗装等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
7. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
8. 受注者は、屋外で行う本業務の実施にあたり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害にたいしては、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立するとともに、災害発生時においては、安全の確保に努めなければならない。
9. 受注者は、屋外で行う本業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに提出し、調査職員から指示がある場合はその指示に従わなければならない。

第2章 業務内容

第17条 業務目的

1. 本業務は、石巻市管内における林道橋の損傷及び変状を早期に発見し、林道橋に関わる効率的な維持管理に必要な基礎資料を得るため、定期点検を行うものである。

第18条 計画準備

1. 計画準備は、業務計画書作成、現地踏査、実施計画書作成、部材番号図の作成、関係機関との協議資料作成等を行う。

第19条 業務計画書の作成

1. 受注者は業務計画書を作成し、調査職員に提出する。業務計画書には次の事項を記載する。
 - (1)調査等業務概要
 - (2)実施方針
 - (3)調査等業務工程
 - (4)調査等業務組織計画
 - (5)打合せ計画
 - (6)成果品の内容、部数
 - (7)使用する主な基準及び図書
 - (8)使用機械の種類、名称及び性能
 - (9)連絡体制（緊急時を含む）
 - (10)その他調査職員が必要と認めたもの

第20条 現地踏査

1. 現地点検に先立って現地踏査を行い、林道橋の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、林道橋の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の現況を調査して記録（写真撮影含む）し、実施計画書作成に必要な情報を得るものとする。

第21条 実施計画書の作成

1. 受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業場必要な資料収集をしたうえ、実施計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。また、実施計画書には次の事項を記載するものとする。
 - (1)業務内容

- (2)対象林道橋位置図
- (3)現地踏査の調査記録
- (4)業務実施方針（定期点検方法）
- (5)実施体制
- (6)実施工程表
- (7)仮設備計画
- (8)使用建設機械
- (9)安全管理計画（交通規制を含み）
- (10)環境対策
- (11)連絡体制（緊急時を含む）
- (12)その他調査職員が必要と認めたもの

第22条 部材番号図の作成

1. 部材番号図は、記録の下地となる部材番号を設定し、主桁、横桁、床版、下部構造、支承部について、径間毎に作成する。

第23条 関係機関協議書の作成

1. 定期点検を実施するため、関係機関（河川管理者等）との協議に必要な資料の収集及び協議書の作成を行う。

第24条 現地点検

1. 現地点検は近接目視により行うものとする。また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査を併用して行う。なお、対象林道橋毎に必要な情報が得られるよう、点検する部位、部材に応じて、次の項目の点検を実施しなければならない。
2. 点検項目は鋼部材の腐食、亀裂、破断、その他、コンクリート部材のひびわれ、床版ひびわれ、その他、支承の機能障害を標準とする。点検項目以外の部材や損傷であっても、損傷が大規模な場合は点検を行うものとする。

第25条 現況写真の撮影

1. 現況写真は、対象林道橋の全景写真を径間毎に撮影し記録する。

第26条 損傷調査

1. 損傷調査は対象林道橋の損傷状況を調査し、健全性の評価に必要な情報を把握する。

第27条 野帳記入

1. 野帳記入は、対象林道橋の損傷状況を調査し、健全性の評価に必要な情報を記録する。

第28条 損傷写真の撮影

1. 損傷写真は、損傷調査で把握された代表的な損傷の写真を標準の点検項目、部材毎（主桁、横桁、床版、支承、その他）に撮影し記録する。また、点検項目以外の部材や損傷であっても、損傷が大規模な場合は撮影する。

第29条 定期点検調査帳票の作成

1. 定期点検調査帳票は、林野庁林道橋定期点検マニュアル（簡易版）定期点検調査帳票（簡易版）記入例を参照して作成する。

第30条 損傷写真の整理

1. 損傷写真の整理は、把握された代表的な損傷の写真などを径間毎に整理する。

第31条 健全性の評価

1. 健全性の評価は、部材単位並びに橋単位で行うものとする。部材単位の評価は、対策マニュアル表 2-10 の健全性の判断区分を、橋単位の評価は対策マニュアルを参照し、行うものとする。

区 分		状 態
I	健 全	道路橋の機能に支障が生じてない状態。
II	予防措置段階	道路橋の機能に支障が生じてないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

第32条 定期点検調査帳票の記入

1. 定期点検調査帳票の記入は、点検により確認した損傷状態を記入することとし、主桁、横桁、床版、下部構造、支承部について、健全度の評価結果などを記入する。

2. 定期点検調査帳票は、林道橋定期点検（簡易型）点検調査票に橋梁諸元と総合検査結果、現地状況写真、部材番号図、損傷写真台帳、点検帳票を記入する。

第33条 報告書の作成

1. 本業務の成果として、作成した資料の取りまとめを行う。

第34条 個別施設計画策定

1. 本点検結果から以下の項目について整理を行う。
 - ・基本的事項・対象施設・計画期間・施設の優先度・施設の状態等・対策内容と実施時期・対策費用（概算）を明記する。

第35条 成果品の提出

1. 本業務の成果品は、次のものを提出するものとする。
 - (1) 計画準備資料（計画書・部材番号図）
 - (2) 現地点検資料（写真・損傷記録）
 - (3) 報告書（定期点検調査帳票・個別施設計画）
 - (4) 上記のほか、調査職員の指示したもの（電子媒体を含む）

第36条 疑義

1. 受注者は、業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議するものとする。

第37条 暴力団等の排除について

1. 受注者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約にかかる暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。
2. 受注者は排除要綱の規程に基づく指名停止措置期間中の者並びに石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）からは排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する建設工事等にかかる下請負人（一次及び二次下請け以降すべての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降のすべての再受託者を含む。以下同じ。）としてはならない。
3. 受注者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。

4. 受注者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で、速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと。
5. 受注者は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書（石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式（石巻市ホームページに掲載）により建設工事等担当課長に報告すること。
6. 受注者は、下請負人等に対しても(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。
7. 受注者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、建設工事等担当課長と協議を行うこと。
8. 市長は、受注者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。